

「いじめ防止基本方針」について

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方と学校としての構え

■いじめの定義

児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

■いじめの基本認識

- ・いじめは「どの子にも」「どの学校でも」起こり得るものであること
- ・いじめは、人として絶対に許されない行為であるという認識に立つこと

■学校としての構え

- ・積極的な構えで生徒指導を推進し、誰にとっても安心であたたかい学校・学級づくりを進める。
- ・危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・いじめは人間として絶対に許されないという意識を、全ての教育活動を通して生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめが解消した即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(2) 「いじめの未然防止」のための取組 ～誠意と情熱を大切にした指導をします～

生徒一人一人に「自分もやればできる」、「誰かの役に立っている」を実感させることができるよう、誠意と情熱を大切にしながら、日々の教育活動に取り組みます。

- ①分かる授業の充実
- ②学級目標が生き方に表れる学級づくり
- ③誰にとっても安心して温かい学校づくり
- ④生徒に寄り添った指導援助
- ⑤SNS等におけるいじめ対策の推進



八中人権宣言

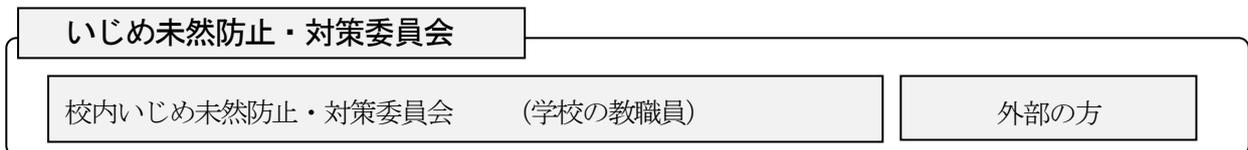
私たちの誰もがひとりの人間として大切にされることで、八幡中学校がオアシスのように心から安心し、のびのびと生活できることを願い、ここに「八中人権宣言」として宣言します。

1. オ お互いが助け、励まし合う仲間関係をめざします。
1. ア 相手の心や体を傷つけるような言動はしません。
1. シ 集中し、深まりのある授業（学習）をめざします。
1. ス 過ごしやすい環境をめざし、きまりとマナーを守ります。

(3) 「いじめの早期発見」のための取組

- ①生徒に徹して付くこと
- ②「私のあゆみ」の活用
- ③「学校生活アンケート」の実施
- ④「教育相談」等の実施

(4) 組織として対応するため「いじめの未然防止・対策委員会」の設置します



(5) いじめ問題発生時の対応 ～迅速 的確 誠実な対応をします～

①基本的な対応

兆候を把握→正確な事実把握→指導体制と方針の決定→生徒への指導と保護者との連携→解消までの対応と見届け

②重大な時には市教委の指導の下に調査、調査結果の情報提供、警察との連携 →問題の解決へ